

事業所の節電

経済産業省から、①オフィスビル、②卸・小売店、③食品スーパー、④医療機関、⑤ホテル・旅館、⑥飲食店、⑦学校、⑧製造業の8業種について、業種別の節電メニューが紹介されています。(「冬期の節電メニュー(事業者の皆様)」 <http://www.meti.go.jp/setsuden/pdf/touki02.pdf>)

事業所で実施できるものをチェックして、合計5%以上を目安にご協力をお願いします。

※ライフライン機能の維持や生産活動等に実質的な影響が生じない範囲でのご協力をお願いします。

※節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものにならないようご注意ください。

オフィスの例

○ 事業所の電力消費の割合

電力消費のうち、空調用電力が約28%、照明が約33%、OA機器(パソコン、コピー機等)が約21%を占めます。

これらで電力消費の約82%を占めるため、これらの分野における節電対策が効果的です。

○ 節電メニュー

節電メニュー		節電効果	チェック
照明	執務エリアの照明を半分程度間引きする。	8%	
	使用していないエリア(会議室、廊下等)は消灯を徹底する。	3%	
空調	テナントは空調スイッチを切り、オーナーはビル全体が適切な温度になるよう調整を行う等、適切な温度管理を行う。(3℃下げた場合)	4%	
	使用していないエリアは空調を停止する。	1%未満	
	室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運行によって外気の取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	4%	
	夕方以降はブラインド、カーテンを閉め、暖気を逃がさないようにする。	1%	
	熱源機(ガス熱源は除く)の温水出口の温度を低めに設定し、熱源機ヒートポンプ等の動力を削減する。	1%	
	空調機の一斉の起動を避ける。(運転時間前倒し、フロア毎の時間調整等)	4%	
	(1時間程度の効果)		
OA機器	長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	1%	

※記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。

その他の節電メニュー	
照明	昼休みなどは完全消灯を心がける。
	従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。
空調	フィルターを定期的に清掃する(2週間に1回程度)。
	暖房と冷房の同時使用による室内混交損失を避ける。
コンセント	ハロゲンヒーター等の暖房器具を個人で使用しない。
	温水洗浄便座は保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。
	エアタオル等のプラグをコンセントから抜いておく。
普及啓発	ビル全体の節電目標と具体的アクションについて、関係全部門・テナントへ理解と協力を求める。
	節電担当を決め、責任者と関係全部門・テナントが出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。
	従業員やテナントに対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。